



ニュースリリース 平成 27年 4月 14日

## 女性活躍支援に向けたワークライフバランス推進施策の拡充について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、創立 80 周年事業の一環として、従業員のライフステージが変わっても働き続けられる環境を目指し、ワークライフバランス推進施策等の拡充を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。この取組みは、第 12 次中期経営計画で掲げた「人材ポートフォリオの再構築」における施策のひとつとして実施するものです。

当行は、今後とも、従業員の働きやすい環境の整備および女性の活躍支援に向けて、積極的に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. ワークライフバランス推進施策等の拡充

##### (1) 実施の目的

労働力人口の減少が見込まれる中、地域経済の活性化のためには、意欲と能力のある人材が高いモチベーションを保ちつつ、長く働き続けることができる環境を整備していく必要があります。こうしたことから、当行は、育児や介護など、従業員のライフスタイルに応じて柔軟な働き方が可能となるよう、ワークライフバランス推進施策を拡充するほか、復職に向けたサポート体制を強化いたします。

##### (2) 施策一覧 ※施策の概要は、別紙を参照願います。

###### ワークライフバランス支援・キャリア開発支援制度

育児関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育料補助制度の新設</li><li>・育児短時間勤務制度の改定</li><li>・看護休暇制度の改定</li></ul>
介護関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護短時間勤務制度の新設</li><li>・寄り添い休職制度の新設</li><li>・介護休暇制度の改定</li></ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアチャレンジ制度の新設</li> <li>・パートタイマー転換制度の新設</li> <li>・配偶者転勤休職制度の新設</li> <li>・19時までの退行運動実施</li> <li>・当行退職者組織「紅陽会」の再構築</li> <li>・ワークライフバランス研修会の開催</li> <li>・ワークライフバランスサポートハンドブックの作成・配布</li> <li>・復職予定者向けセミナー・研修会の開催</li> <li>・「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」における「地銀人材バンク」への参加</li> </ul>
-----	--

### (3) 実施時期

平成 27 年度以降、順次実施いたします。

## 2. おもてなし隊の活動

当行では、女性のお客さまのライフプランに対応した商品やサービスを充実させるため、26 年 1 月に営業店の女性行員を中心とした行内組織「おもてなし隊」を立ち上げ、女性目線からさまざまな施策の検討を進めております。

これまで、女性向けセミナーの開催や女性向けポータルサイトの開設、積立商品の最低積立額の引下げ等を実施してまいりました。

第 1 期メンバーによる活動は、昨年 12 月に完了し、27 年 1 月より第 2 期メンバー 10 名を新たに任命し、各種施策の検討をしております。

以 上

## ○ワークライフバランス支援制度

	施策名	概 要
育 児 関 連	保育料補助制度の新設	・保育料について月額20,000円を上限として、実費の半額を支給(3歳未満の子が対象)
	育児短時間勤務制度の改定	・対象者の拡大(小学校就学前→小学校3年生まで) ・短縮後の1日の勤務時間の柔軟化(6時間のみ→3時間~7時間15分の間で選択)
	看護休暇制度の改定	・付与日数の拡大(小学生までの子が1人の場合は5日、2人以上は10日まで→小学生までの子が1人の場合は12日、2人以上は24日まで)
介 護 関 連	介護短時間勤務制度の新設	・介護をしながら働く従業員を対象とした短時間勤務制度を新設(勤務形態は育児短時間勤務制度と同様)
	寄り添い休職制度の新設	・家族が余命宣告を受けた場合に、家族と過ごす時間を確保するため、6カ月以内の休職を取得できる制度を新設
	介護休暇制度の改定	・付与日数の拡大(要介護者が1人の場合は5日、2人以上は10日まで→要介護者が1人の場合は12日、2人以上は24日まで)
そ の 他	キャリアチャレンジ制度の新設	・一定の要件を満たした意欲と能力のある一般職を早期に総合職・特定総合職へコース転換できる制度を新設
	パートタイマー転換制度の新設	・ライフスタイルに合わせて、行員への再転換を前提にパートタイマーとして勤務することを可能とする制度を新設
	配偶者転勤休職制度の新設	・配偶者の転勤にともない、当行の営業拠点が少ない地域へ転居する場合に、休職を認める制度を新設
	19時までの退行運動実施	・ワークライフバランスの実現や健康の保持・増進、企業活力の向上を図っていくため、長時間労働を前提としない働き方を推進(原則19時までには全員が退行)
	当行退職者組織「紅陽会」の再構築	・当行退職者リストを整備し、採用情報を個別にお知らせするなどして、当行での勤務を希望する退職者との接点を強化
	ワークライフバランス研修会の開催	・入行3年目の一般職行員を対象にワークライフバランス諸制度の内容について周知するほか、将来にわたっての働き方について考える機会を提供するための研修会を実施
	ワークライフバランスサポートハンドブックの作成・配布	・ワークライフバランス諸制度の内容を周知するため、制度内容を分かりやすくまとめたハンドブックを作成し、全部店に配布
	復職予定者向けセミナー・研修会の開催	・育児休職から復帰する従業員を対象に復職の心得・子育てとの両立等に関するセミナーや端末機器の操作・新商品説明に関する研修会を実施(子ども帯同可)
	「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」における「地銀人材バンク」への参加	・27年4月に創設された「地銀人材バンク」への参加